第二の二の3の(1)を次のように改める。

(1)　研修内容は、各特例フィリピン人介護福祉士候補者の特性に応じて、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度に実施される介護福祉士国家試験の合格を目指すものとし、介護研修改善計画として、当該研修内容を実施するとともに、協定指針第二の二の4の(1)の介護研修計画に対する評価を踏まえた改善内容について明らかにしたものが作成されていること。

第二の二の3の(2)を削り、同(3)中「介護研修改善計画」を「(1)の介護研修改善計画」に改め、同(3)を同(2)とし、同(4)を同(3)とする。

第二の二の4中「1の(1)（同(2)及び同(3)において準用する場合を含む。）」を「1の(1)」に改める。

第四の一中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に、「受けようとする者」を「受けようとするもの」に、「第二の一の1の(1)のロ及びハ（同(2)から同(4)までにおいて準用する場合を含む。）」を「第二の一の1の(2)及び(3)」に、「同3の(1)から(3)まで」を「同3の(1)及び(2)」に改める。

第四の二中「特例フィリピン人介護士候補者」を「特例フィリピン人介護福祉士候補者」に、「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「受けようとする者」を「受けようとするもの」に、「第二の二の1の(1)のロ及びハ（同(2)及び同(3)において準用する場合を含む。）」を「第二の二の1の(2)及び(3)」に、「同3の(1)から(3)まで」を「同3の(1)及び(2)」に改める。

第五の一の2の(1)中「第二の一の3の看護研修改善計画」を「第二の一の3の(1)の看護研修改善計画」に、「第二の二の3の介護研修改善計画」を「同二の3の(1)の介護研修改善計画」に改める。

第五の一の2の(2)を次のように改める。

(2)　定期報告

イ　特例受入れ機関は、特例受入れ施設の要件の遵守状況及び労働契約の要件の遵守状況について、別表第一又は別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれこれらの別表の下欄に掲げる年度の一月一日現在で取りまとめ、遅滞なく、受入れ調整機関に報告するものとする。

ロ　特例受入れ機関は、受け入れている各特例フィリピン人看護師候補者等の研修の実施状況について、別表第一又は別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれこれらの別表の下欄に掲げる年度の十月一日現在で取りまとめ、遅滞なく、受入れ調整機関に報告するものとする。

第五の一の2の(3)のニを次のように改める。

ニ　特例受入れ機関は、受け入れている特例フィリピン人看護師候補者等について、別表第一又は別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれこれらの別表の下欄に掲げる年度に実施される看護師国家試験又は介護福祉士国家試験の合否の結果を把握し、速やかに受入れ調整機関に報告するものとする。

第五の二中「報告を徴収し」を「報告の提出を求め」に改める。

第六の次に別表として次の二表を加える。

別表第一（第一の三、第二の一、第五の一関係）

区分	年度
特例フィリピン人第一陣看護師候補者	平成二十四年度
特例フィリピン人第二陣看護師候補者	平成二十五年度
特例フィリピン人第三陣看護師候補者	平成二十六年度
特例フィリピン人第四陣看護師候補者	平成二十七年度
特例フィリピン人第五陣看護師候補者	平成二十八年度

別表第二（第一の三、第二の二、第五の一関係）

区分	年度
特例フィリピン人第一陣介護福祉士候補者	平成二十五年度
特例フィリピン人第二陣介護福祉士候補者	平成二十六年度
特例フィリピン人第三陣介護福祉士候補者	平成二十七年度
特例フィリピン人第四陣介護福祉士候補者	平成二十八年度

○厚生労働省告示第百十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の二の二十三第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第百十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表第一に次のように加える。

九	1　自己検査用グルコース測定器	次の評価項目について厚生労働省医薬・生活衛生局長が定める基準により評価すること。 1　日内再現性 2　日間再現性 3　システムの精確さ 4　ヘマトクリット値の評価	自己検査による血液中のグルコースを測定すること。
十	1　脳神経外科手術用ナビゲーションユニット	次の評価項目について厚生労働省医薬・生活衛生局長が定める基準により評価すること。 1　距離計測の測定精度 2　角度計測の測定精度	脳神経外科手術又は脳神経外科手術及び整形外科手術その他の外科手術において、位置情報を把握するために、位置検出器からの情報をコンソール上に表示すること。

別表第三の四十三の項中「T〇六〇一―一」を「T八〇六〇一―二―六一」に、同表五十三の項中「T〇六〇一―一」を「T七三一二」に、同表百十の項中「T〇六〇一―一」を「T七三一二」に、同表八百六十の項中「T〇六〇一―一」を「T八〇六〇一―二―六一」に、同表八百七十の項中「T〇六〇一―一」を「T七三一二」に改める。

○厚生労働省告示第百十九号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十一条第一項の規定に基づき、蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針（平成二十七年厚生労働省告示第二百六十号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

前文中「ワクチンや」を削り、「存在せず」の下に「、ワクチンも実用化に向けた研究開発が進められている段階であり」を、「蚊媒介感染症である」の下に「ジカウイルス感染症及び」を加え、「及びチクングニア熱」を「、ジカウイルス感染症及びチクングニア熱」に、「知られており、また」を「知られている。また、平成二十七年には、インド、台湾等でデング熱の流行が、ブラジルを始めとする中南米地域でジカウイルス感染症の流行が報告されており」に改め、「が増加傾向にあることから、輸入感染症例」を削り、「やチクングニア熱」を「、ジカウイルス感染症及びチクングニア熱」に改める。

第二の三中「デング熱やチクングニア熱等の」を削る。

第四の二中「チクングニア熱」を「ジカウイルス感染症及びチクングニア熱」に改める。